

令和 8 年 7 月 27 日

加入者の皆様へ

ホンダ健康保険組合

高額療養費制度の見直しについて

日頃は健保事業に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
令和 8 年 8 月から国の高額療養費制度が見直されますのでお知らせいたします。
なお、ホンダ健康保険組合では付加給付制度を実施しているため、今回の見直しによる加入者の皆さまの自己負担額への影響はありません。

— 記 —

■高額療養費制度について

高額療養費制度は、医療費の自己負担額が一定の上限を超えた場合に、その超過分が支給される制度です。制度を持続するため、以下の見直しが行われます。

①毎月の上限額の引き上げ

医療保険制度を持続可能なものとするため、所得区分ごとの自己負担限度額が引き上げられます。
ただし、ホンダ健康保険組合では付加給付制度があるため、自己負担額は増えません。

②年間上限の導入(新制度)

長期にわたり高額な医療費の負担が続く方の不安を軽減するため、毎月の自己負担額に加え、1 年間(8 月～翌年 7 月)の自己負担額に上限が設けられます。年間の自己負担額の合計が年間上限額を超えた場合は、その超過分が後日払い戻されます。

③70歳以上の方の外来特例の見直し

外来の医療費に係る自己負担上限額が見直されます。低所得の方には年間上限額が導入されます。

■令和8年8月からの上限額 《現行》

所得区分	月額上限	外来特例 (70歳以上)
年収約1,160万円～ (標報:83万円以上)	252,600+1% <140,100>	—
年収約770万円～約1,160万円 (標報:53万円～79万円)	167,400+1% <93,000>	—
年収約370万円～約770万円 (標報:28万円～50万円)	80,100+1% <44,400>	—
～年収370万円 (標報:26万円以下)	57,600 <44,400>	18,000 (年14.4万)
非課税(70歳未満)	35,400 <24,600>	—
非課税(70歳以上)	24,600	8,000
非課税で年金収入80万円以下など (70歳以上)	15,000	8,000

《令和8年8月～》

1 月額上限	2 年間上限	外来特例 (70歳以上)
270,300+1% <140,100>	1,680,000 (月額平均140,000)	—
179,100+1% <93,000>	1,110,000 (月額平均92,500)	—
85,800+1% <44,400>	530,000 (月額平均約44,200)	—
61,500 <44,400>	530,000 (月額平均約44,200)	22,000 (年21.6万)
36,900 <24,600>	290,000 (月額平均約24,200)	—
25,700 <24,600>	290,000 (月額平均約24,200)	11,000 (年9.6万)
15,700	180,000 (月額平均約15,000)	8,000